

議案第 89 号

財産（向日市役所新庁舎事務備品）の取得について

別記財産を取得する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年条例第 12 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 8 月 25 日提出

向日市長 安 田 守

別 記

- 1 取 得 財 産 向日市役所新庁舎事務備品

- 2 取 得 価 格 92,400,000円

- 3 取得予定年月日 令和3年1月3日

- 4 取得の相手方 向日市物集女町出口39番地の14
花久オフィスサービス株式会社
代表取締役 嶋 田 紀 久

〈参 考〉

事務備品及び数量

・ 事務机	1 4 6 台
・ 事務椅子	1 5 4 脚
・ 事務机用ワゴン	1 2 7 台
・ スツール	4 5 脚
・ 3 枚引き違い書庫	4 8 台
・ 両開き書庫	3 8 台
・ カウンター下収納	5 3 台
・ 軽量棚	8 台
・ 2 重連両開き書庫	5 台
・ 3 重連両開き書庫	1 台
・ パーティション	1 2 か所
・ 会議用机	4 5 台
・ 会議用椅子	1 6 9 台
・ 電話台	6 台
・ ホワイトボード	4 台
・ 案内スタンド	5 台
・ 演台	1 台
・ 来庁者用椅子	4 4 脚
・ パンフレットスタンド	1 2 台
	他